

社会福祉法人調布市社会福祉事業団
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成11年6月1日
調布市社会福祉事業団規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人調布市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）役員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、理事長、副理事長、業務執行理事、理事、評議員、評議員選任・解任委員及び監事をいう。

(報酬の支給対象)

第3条 報酬の支給対象となる役員等は、次の各号に掲げるところによる。ただし、理事会及び評議員会に出席した者は、重ねて支給しない。

- (1) 理事長
- (2) 理事会に出席した理事及び監事
- (3) 定款第20条に規定する職務を行った監事
- (4) 評議員会に出席した評議員及び監事
- (5) 評議員選任・解任委員会に出席した評議員選任・解任委員
- (6) その他理事長が定める法人及び事業の運営のための職務を行った理事、
評議員及び監事

2 前項第2号から第6号までに掲げる役員等のうち、事業団及び調布市の職員の身分を有する者には支給しない。

(報酬の支給額)

第4条 役員等のうち理事長の報酬の額は、評議員会の議決を経た後、調布市長の承認を得て、理事長が定める。

2 理事長以外の役員等の報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号に掲げる者
日額 3,000円

(2) 前条第1項第3号に掲げる者

日額 12,000円

(費用弁償)

第5条 役員等が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、別表に定めるところによる。

3 第1項に規定する費用弁償としての旅費の支給方法、支給条件及び支給手続きについては、事業団職員の例による。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第6条 役員等の報酬及び費用弁償の支給については、出席の都度、これを行うものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年11月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行し、平成22年1月1日から

適用する。

附 則

この規程は、平成29年1月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月7日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。